

日野鳥発第 2025-010 号
令和 7 年 6 月 6 日

岩手県知事 達増 拓也 様

日本野鳥の会もりおか
代 表 佐賀 耕太郎

日本野鳥の会宮古支部
支部長 関川 實

日本野鳥の会北上支部
支部長 田代 健

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
(各団体公印省略)

「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業」予定区域及びその周辺における
希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全と累積的影響の回避・低減に関する要望書

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、岩手県洋野町・軽米町と青森県八戸市・階上町にまたがる地域において計画されている「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業(以下、対象事業という)」について、日本野鳥の会は風力発電施設の建設予定地やその周辺地域(以下、当該地域という)に生息する希少猛禽類や希少渡り鳥の生息環境保全の観点より下記の通りに要望いたします。ついては、当該地域の豊かな自然環境の保全のため、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

1. 要望内容

北上高地は豊かな自然を有しており、多くの野生鳥獣の繁殖地や越冬地となっています。具体的にはイヌワシ・クマタカなどの希少猛禽類の生息地であり、ガンカモ・ハクチョウ類の春と秋の主要な渡りルートにも重なっております。また内陸部では希少なオオジシギが局所的に繁殖し、沿岸部はコクガンの越冬地でもあります。このたび ENEOS リニューアブルエナジー株式会社により「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」が公告されましたが、これが計画通りに

実施されれば、当該地域における貴重な鳥類の生息環境や渡り鳥の飛翔ルートへの攪乱または消失といった甚大な影響が生じることは避けられません。

従って私どもは、これらの野生鳥獣の生息環境保全の観点に基づき、対象事業の白紙撤回を検討するよう事業者に対し指導して下さること、及び累積的環境影響の回避に向けて具体的な取り組みを開始して下さることを強く要望いたします。

さらに、風力発電施設の建設が周辺地域の自然環境に影響を与えないような形で導入されるためには、累積的環境影響の適切な評価の実施と影響の回避・低減策の策定が必須であることから、私どもは環境省の主導により累積的影響評価の標準化（ガイドライン作成など）を実施していただくよう、県から働きかけて下さることを強く求めます。

2. 要望の背景

- (1) 北上高地とその周辺の広大な地域は多様で豊かな自然に恵まれ、多種多様な野生鳥獣の貴重な生息地となっており、繁殖地、越冬地、あるいは渡りの中継地として利用されています。そしてその中には環境省や岩手県・青森県のレッドデータブック・レッドリスト等に掲載されている希少猛禽類や渡り鳥を含む数多くの鳥類も含まれます。そのため国は当該風力発電事業予定地に近接する青森県階上岳の周囲を三陸復興国立公園に、岩手県は洋野町滝沢鳥獣保護区・洋野町種市中野西部鳥獣保護区・軽米町軽米鳥獣保護区に、青森県は階上鳥獣保護区・不習岳鳥獣保護区にそれぞれ指定しており、さらに青森県はこの地域を「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（案）」のゾーニング区分で「保全地域」に、岩手県はこの地域一帯を「優れた自然の保全区分」のレベルCとレベルD及びレッドゾーン・イエローゾーンに指定しております。また環境省は事業予定地域の周辺を環境アセスメントデータベース（EADAS）のセンシティブティーマップで注意喚起レベルのA3に指定しております。当該事業計画地域は青森県の「景観計画区域」、岩手県の「自然景観区域」にも指定されております。このような地域に大型風力発電施設の建設を行うと豊かな自然環境、特に希少鳥類の生息環境に悪影響を与え、とりわけ尾根沿いでの最大9基にも及ぶ風車の設置は尾根筋の間や尾根の周りに存在する周辺地域へも風力発電施設の影響が及びます。その結果として、希少鳥類の生息範囲を狭めるなど当該地域周囲の広いエリアに重大な悪影響が及ぶと予想されます。

また風力発電施設に付随する変電施設や送電網、アクセス用の道路の新設や拡幅などの工事も自然環境を損ないます。対象事業の予定地の大半は山の斜面の森林地帯であり、事業予定地の半分ほどは河川の水資源の確保を目的とする「水源涵養保安林」の指定地域内となっております。従って対象事業計画の実施に伴い当該地域の自然環境に限らず水資源の確保や地域防災体制などに悪影響が及ぶ恐れもあります。しかし今回の方法書を見る限りにおいては、対象事業計画の妥当性についての土木分野や防災関連分野の専門家へのヒヤリングは行われておりません。河川災害・山林災害は自然環境の破壊にとどまらずに地元住民の生活環境破壊にも直結しますので、事業計画には防災に関する検討が欠けていると考えざるをえません

従って対象事業予定地域とその周辺地域の自然環境の保全の立場より、私ども日本野鳥の会は事業計画の白紙撤回を強く求めます。

- (2) 当該地域にはイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類が生息しております。イヌワシ・クマタカはいずれも環境省の「レッドリスト 2020」で絶滅危惧 IB 類、岩手県の「レッドリスト 2024」で絶滅危惧 I 類、青森県レッドデータブック 2020 で A ランクに指定されており、それらの生息環境の保全が強く求められております。また文化財保護法においてイヌワシは国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。つまりイヌワシ保護は我が国の重要課題の一つであると言えます。実際に当該地域付近の各所にイヌワシの採餌適地（狩場）が点在していることは、私どものこれまでの観察により明らかになっており、鳥類の専門家の「イヌワシ・クマタカの生息状況を丁寧に調査するよう求める」という趣旨の指摘も今回の方法書の中には記載されております。

その一方で近年は国内でのイヌワシの生息数の激減により種の存続さえも危ぶまれる状態となっており、特に岩手県内のイヌワシの繁殖成功率の低下が大きな問題となっております。その原因として地元のイヌワシ専門家が指摘するのは、「各種の開発事業等により繁殖適地が減少している」とことと採餌場（狩場）が減少して餌不足でヒナが育てられない」ことの 2 点です。風力発電施設はその規模の大小にかかわらず、主に「バードストライク」と、当該施設を忌避することにより狩場（餌場）や営巣地が放棄される「生息地放棄」の二点の要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。実際に 2008 年 9 月には北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しております。また、かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では姫神ウインドパークの稼働後にイヌワシの姿が見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地が消失した事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち、希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策が確立されているとは言えません。このような状況の下で北上高地に新たに大規模風力発電施設が稼働すると、希少猛禽類の生息環境の一層の悪化を招くことになります。イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域を「十分な広がりのある面」として保護しなければならず、その地域周辺の広い範囲で風力発電施設の建設を避ける必要があります。しかし対象事業計画では予定地域の全てが岩手県「陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインのイエローゾーン（イヌワシの生息地）」に含まれており、一部はレッドゾーン（イヌワシの重要な生息地）とも重なります。即ち対象事業計画は「岩手県のイヌワシ保護の基本方針からも外れたものとなっております。

従って私どもは、イヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類の生息環境保全の立場から対象事業を中止するべきであると考えます。

- (3) 日本列島はシベリアやアラスカからオーストラリアに至る「東アジアオーストラリア地域フラ

イウエイ（EAAF）」のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の越冬等が観察されます。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴い、それまでに知られていなかった渡り鳥の飛翔ルートなどが次々に解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機を装着して追跡する最新の調査技術により、北上高地北部や北三陸沿岸部がガンカモ・ハクチョウ類の春と秋の渡りの主要なルートであることや、多くの渡り鳥が昼夜を問わず渡りをしていることなどが明らかになっております。実際に対象地域では大型渡り鳥であるマガン・ヒシクイ・オオハクチョウなどの渡りが見られ、さらにオオジシギやコクガンなどの希少な鳥類の生息も確認されております。

オオジシギは環境省のレッドリスト 2020 では準絶滅危惧（NT）に、岩手県のレッドリスト 2024 では絶滅危惧 II 類、青森県レッドデータブック 2020 では B ランクに指定されております。実際に日本野鳥の会が 2016 年に実施した全国オオジシギ生息調査の結果でも、本州での繁殖地の減少が顕著であり生息地の保全が喫緊の課題であることが明らかになっております。そして今回の方法書の中でもオオジシギは過去の文献調査を経て当該事業予定地における「重要な種」に選定されております。オオジシギはその習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が高いとされており、実際に福島県内の風力発電施設ではバードストライクが確認されています。しかしそれにも関わらず、オオジシギの繁殖期におけるバードストライクの可能性を適切に評価するための生息状況調査は予定されていないようです。またコクガンは環境省レッドリストでは絶滅危惧 II 類（VU）であり、国の天然記念物にも指定される希少な渡り鳥ですが、北三陸沿岸での越冬地は洋野町～階上町周辺に限られます。コクガンの主な餌はアマモなどの海草です。従ってコクガンの生息環境の保全のためには、アマモの生育に必要なミネラルなどの栄養分を山から海に供給している多くの河川の水環境の維持が重要であり、海と山をセットにした総合的な環境保全が求められます。仮に内陸部の風力発電事業により河川の汚濁や水質変化によりアマモの生育環境に変化が生じれば、それがこの地域で越冬するコクガンの生息状況に影響を与えることが危惧されます。従ってこのままではオオジシギやコクガンをはじめとする渡り鳥の生息環境保全への配慮は全く不十分であると言わざるを得ません。さらに当該地域には多種多様な小型鳥類の大群の渡りも見られますが、その実態についてはまだ不明な点が数多く存在します。風力発電施設の稼働に伴うバードストライクの発生により多くの鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されていますし、コウモリ類の衝突事故であるバットストライクも注目されております。仮に北上高地に風力発電施設が次々と設置される状況になれば、これらの野生鳥獣の生息環境の攪乱と鳥類の渡りルートの遮断、さらにバードストライクやバットストライクの発生が一層危惧されることになります。

従って私どもは、希少種を含む多くの野生鳥獣の生息環境保全と渡り鳥と渡りルート保全の立場から、対象事業を中止するべきであると考えます。

- (4) 風力発電施設によるシャドーフリッカーや風切音による騒音や低周波音の発生は、近隣住民の

生活環境の悪化にとどまらず、当該地域の野生鳥獣の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。対象事業計画においてはこれらの事柄と近隣の住居等に関する配慮は見られるものの、例えば「風車の影や騒音が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの野鳥の生息にどのような影響を及ぼすか」や「騒音や低周波音が夜間に行動する野生鳥獣の生息にどのような影響を及ぼすのか」という観点に基づく調査を実施する旨の記述は見られません。

私どもは、特に当該地域の野生鳥獣の生息環境の保全の立場から、これらの点に関する再調査の実施とその結果に基づく対象事業計画の再検討について、事業者に対して指導して下さるよう強く求めます。

- (5) 風力発電施設が鳥類の生息環境に及ぼす影響を適正に予測・評価するためには、近隣で稼働する他の風力発電施設や進行中の他の事業計画との「累積的環境影響」を適切に評価することが不可欠です。対象事業計画のごく近隣には、岩手県内だけでも他の事業者による「（仮称）小軽米風力発電事業」「（仮称）西久慈風力発電事業」「（仮称）久慈・山形風力発電事業」の3件の風力発電事業計画が存在します。また北上高地北部の近隣地域においては、「高森高原風力発電事業」「袖山高原風力発電事業」「折爪岳南風力発電事業（第1期）」などが既に稼働しており、さらに「（仮称）洋野風力発電事業」「（仮称）岩手九戸風力発電事業」「（仮称）折爪岳北風力発電事業」など多くの風力発電事業計画が同時進行しております。仮にも当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、北上高地北部で希少猛禽類の生息適地が広範に失われると共に北上高地から三陸沿岸にかけての広大な地域を往来する渡り鳥の渡り経路がいくつもの障壁で遮断される形にもなり、それらの生育環境に及ぼす累積的影響はかなり大きくなる事が懸念されます。当該地域周辺に多数の風力発電施設が立ち並ぶ状況は鳥類にとっては論外であり、1箇所の風力発電施設の上空から視認可能な範囲内に別の風力発電施設が存在するような事態は避ける必要があります。しかし今回の方法書には当該事業計画と他の事業計画の位置関係に関わる相乗的環境影響への言及はなく、希少鳥類の生息環境や渡り鳥の渡来コースを保全するために風力発電施設間に最低限どの程度の距離を置く必要があるか、他事業者との情報共有や事業内容の調整をどのように行いどのように累積的環境影響を抑制・低減させるか、などについての記述もありません。

国内の様々な風力発電事業計画に対するこれまでの環境大臣意見書や経済産業大臣勧告では「累積的環境影響」の評価の実施を事業者側に求めています。しかし事業者間に企業秘密の保持や競争などが存在する以上、累積的環境影響に係る調整を事業者のみに委ねることは難しい面があり、現在の進め方のままでは累積的環境影響評価の内容は近隣の他事業計画の名称・予定地域・事業計画規模を記述する程度のおざなりなものに留まってしまいます。風力発電施設を地域の自然環境に影響を与えない形で導入するには、累積的環境影響評価の適切な実施による影響の回避・低減策の策定は不可欠です。そのために私どもは、国レベルで累積的環境影響評価のガイドラインを策定することにより評価基準を明確化・標準化していただく必要があると考えます。

(6) 最近の風力発電事業計画に対する国の対応の傾向として、事業予定地に希少野生鳥獣が生息する場合でも計画の中止ではなく、「事後調査に移行」して順応的管理等を実施させて対応する方法で事業を認可する例がこれまでに多くみられました。そして、しばしばそのような結論の主な根拠とされるのが「不確実性がある」という専門家の意見のようです。しかし、ここに言われるような不確実性の原因は、一般的に行われているこれまでの環境影響評価の手法では鳥類の生息状況を十分に把握できていない事によると考えられます。このままでは仮に風力発電施設の稼働後にバードストライク等の問題が発生しても適切な鳥類保護対策を取ることが難しく、結局は問題が解決されぬまま放置されることにもなりかねません。むしろ「希少な野生鳥獣の生息地域は風力発電事業の予定地から除外する、鳥類の繁殖期や渡り鳥の渡りの時期には期間限定で風力発電施設の稼働を中止する」という予防措置を事業計画の中に最初から組み入れておくべきであると考えます。

今日の我が国では再生可能エネルギー資源開発の必要性が喧伝されております。そして私ども日本野鳥の会は、今後の日本のエネルギー資源として風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針について基本的に賛成しております。しかし、再生可能エネルギー資源の開発事業であってもそれが当該地域の自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地元住民の安全で健全な暮らしを損なうことにも繋がります。そこで繰り返しとなりますが、私どもはこれまで述べた観点に基づき、県が事業者である ENEOS リニューアブルエナジー株式会社に対し当該地域における対象事業を中止するようご指導いただくこと、及び国に対して累積的環境影響の回避・低減に向けた具体的な取り組みとして環境影響評価のためのガイドラインを早急に策定していただくように県から働きかけてくださるよう強く求める次第です。

以上